

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 9 月 14 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800093号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800043号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和63年2月26日から同年2月16日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年2月16日から同年2月26日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者の資格取得日が昭和63年2月26日になっているが、同年2月16日付けで、B社からA社に異動したので、当該資格取得日を同年2月16日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の後継事業所であるC社の回答及び同社から提出された請求者に係る所属情報照会等により、請求者が、昭和63年2月16日にB社からA社に異動したことが認められることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年2月16日に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800046号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800044号

第1 結論

請求者のA社における平成26年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成26年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年8月25日
② 平成26年12月25日

A社から請求期間①及び②に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該標準賞与額を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書及び年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、それぞれ150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800056号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800021号

第1 結論

平成2年*月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年*月から同年10月まで

私は、年金をもらうためには25年の加入が必要だと知っていたので、60歳に到達する25年前に、A県B市役所に出向き、私と妻の国民年金の加入手続きを行い、その日に夫婦の平成2年度分の国民年金保険料をまとめて納付した。

国民年金の加入手続き及び国民年金保険料をまとめて納付した日について、はっきり覚えていなかったが、年金事務所の記録によると、平成2年度分のうち平成2年11月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料を同年1月25日に納付していることから、請求期間の国民年金保険料も同日に納付したと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「B市役所において、国民年金の加入手続きの際に、夫婦の平成2年度分の国民年金保険料をまとめて納付した。」旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成2年12月10日に払い出されている上、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金被保険者資格取得の処理日が同年12月6日であることから、同年11月から平成3年3月までの期間に係る国民年金保険料の納付日(平成3年1月25日)より前に、請求者に係る国民年金の加入手続きが行われていたものと推認でき、このことは請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、「B市役所の窓口で国民年金保険料を納付した際に領収証書を受け取ると思うが、覚えていない。」旨を陳述しているなど、請求期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる具体的な陳述を得られない。

さらに、請求期間に係る国民年金保険料について、請求者が自身の分と併せて納付したという元妻の年金記録においても、請求者の当該期間の国民年金保険料が納付されていたとうかがえる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800051号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800022号

第1 結論

平成8年3月の請求期間、平成9年2月及び同年3月の請求期間並びに平成11年4月から平成12年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成8年3月
② 平成9年2月及び同年3月
③ 平成11年4月から平成12年3月まで

平成4年3月末に会社を退職した後、自営業を始めたので、A県B市で国民年金の加入手続を行った。加入後の国民年金保険料については、自身で、1か月ごとに納付書を用い、金融機関又は郵便局で納付していたにもかかわらず、請求期間①から③までの各期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できない。

請求期間①から③までの各期間に係る国民年金保険料の領収証書は所持していないが、所得税の確定申告書の控(以下「確定申告書控」という。)を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から③までの各期間を含む確定申告書控を提出し、請求期間①から③までの各期間に係る国民年金保険料について、1か月ごとに納付書を用いて、金融機関又は郵便局で当該保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求者から提出された各年分の確定申告書控を見ると、作成税理士の記名押印があること、社会保険料控除欄に国民年金の支払保険料の額が記載されていること及び税務署の收受印があることが確認できること、社会保険料控除欄に記載されている国民年金の支払保険料の額について、平成7年分及び平成8年分についてはその年分(1月から12月までの期間)の定額保険料の合計額であること、平成6年分及び平成9年分から平成12年分までの各年についてはその年度分(4月から翌年3月までの期間)の定額保険料の合計額であることが推認できる一方、オンライン記録において確認できる国民年金保険料の納付日により算出される各年分の定額保険料の合計額とは、大半が乖離している。

このことから、前述の確定申告書控に記載されている社会保険料控除欄の国民年金の支払保険料の額は、実際に納付された国民年金保険料の領収証書に基づいて記載されていないことがうかがえ、当該確定申告書控に記載された内容をもって、請求者の請求期間①から③までの各期間に係る国民年金保険料の納付があったものとは認め難い。

また、請求者は、請求期間①から③までの各期間に係る国民年金保険料について、1か月ごとに納付した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求期間①の直前の年度(平成6年度)から請求期間③直後の年度(平成12年度)までの期間(請求期間の合計15か月を除く69か月)のうち、1か月ごとに国民年金保険料を納付しているのは17か月のみであり、

残りの 52 か月については、2 か月分から 12 か月分の国民年金保険料をまとめて納付していること、請求期間③直前の平成 11 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、過年度保険料として納付していることなどが確認でき、請求者の主張と符合しない。

さらに、請求期間②及び③は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることから、金融機関等において納付したとする国民年金保険料について、複数回にわたり収納の記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、前述の確定申告書控以外に、請求者が請求期間①から③までの各期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から③までの各期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800050号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800042号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和64年1月1日から平成4年10月1日まで

私は、昭和62年10月にA社を設立し、同社の代表取締役役に就任していたが、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は平成4年10月1日と記録されている。

しかし、A社では、遅くとも昭和64年1月から厚生年金保険に加入していると思うので、調査の上、同社における資格取得年月日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記の記録により、A社は、昭和62年10月20日に設立されていることが確認できるが、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成4年10月1日であり、請求期間において、同社が適用事業所であった記録は見当たらない。

また、請求者は、A社の設立時以降、請求期間において、継続して同社の代表取締役であるところ、請求期間に係る給与明細書、賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、A社の元取締役は、同社における厚生年金保険の加入等について詳しいことは分からない旨回答しており、同社の請求期間における厚生年金保険の届出及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。